

東松島市 第2次 行政改革大綱

(平成25年度～平成32年度)



平成25年3月
宮城県東松島市

第2次行政改革大綱及び実施計画の策定にあたって

本市では、平成19年3月に「東松島市総合計画」（平成19年度～平成28年度）を策定し、東松島市を取り巻く重要な課題でもあった「地方分権にふさわしい行政経営の体制づくり」「市民主体の協働型地域社会づくり」「市民の安全を確保する防災対策」「少子化、高齢化の急激な進行に伴う対応」「地域の産業、雇用構造の変化」の実現に向けた取組を推進してきました。

一方、これまで本市における行財政改革のあり方につきましては、市民生活の質の向上と財政健全化を視野に入れた改革を推進するため「新しい公共空間」の形成を進め、行政のみではなく、NPO、ボランティア団体、地域自治組織及び民間事業者など多様な主体を含む地域全体の資源といかに連携・協働するかという視点を重視して着実に取り組んできました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により本市は甚大な被害を受け、特に沿岸部地域を中心に原状復旧による復興は極めて困難な状態であったことから、東日本大震災からの一日も早い復興に向け、本市の今後10年間の復興の道筋を示す「東松島市復興まちづくり計画」（平成23年度～平成32年度）を平成23年12月に策定したところです。

平成25年度から平成32年度までの期間で実施する第2次行政改革大綱及び実施計画につきましては、東日本大震災からの復興に向け、市民生活に必要な行政サービスの着実な実施に配慮しつつも、震災前の行財政改革より増して事務事業全体について大胆な見直しを行うとともに、官民連携によるサービス提供主体の多様化を促進し、民間ノウハウの積極的活用及び産学官の連携等により、可能な限りの財源と人材を集中させ、早期の復興に向けた行財政運営体制の再構築を目指していきます。



東松島市長 阿部 秀保